

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 31 年 2 月 7 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号：関東信越（受）第1800416号

厚生局事案番号：関東信越（厚）第1800101号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月30日の標準賞与額を22万3,000円に、平成22年7月9日の標準賞与額を23万7,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月30日及び平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年7月30日
② 平成22年7月9日

A社に勤務し、請求期間①及び②に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたはずだが、請求期間に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業所から提出された支給控除項目一覧表及び回答、B企業年金基金（請求期間当時は、B厚生年金基金）から提出された厚生年金基金加入員賞与支払届及び加入員記録並びにB健康保険組合から提出された請求者の賞与に係る記録から判断すると、請求者は、A社から請求期間①に223,408円、請求期間②に237,744円の賞与が支給されていたことが認められる。

一方、i) 請求期間当時、賞与の届書について社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）提出用の届書と一体となった様式を使用していた旨、B企業年金基金及びB健康保険組合が回答していること、ii) B企業年金基金及びB健康保険組合に請求期間①及び②に係る賞与の記録が確認できること、iii) 請求期間当時、B健康保険組合に

提出された社会保険事務所提出用と一体となった届書について、社会保険事務所分は社会保険事務所に回送を行っていた旨、B健康保険組合が回答していること、iv) 請求期間当時の賞与の届出について複写で一体型の届書をB健康保険組合へ提出し、B厚生年金基金及び社会保険事務所に対しては同健康保険組合から回送する形で提出をしていた旨、A社が委託先社会保険労務士法人に確認した上で回答していること等から判断すると、A社は、B厚生年金基金、B健康保険組合及び社会保険事務所に対する届書として、一体型の届書を使用し、B健康保険組合を経由して請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出したことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社は、請求期間①及び②の請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所に対し提出したものと認められることから、請求者の請求期間①の標準賞与額を22万3,000円に、請求期間②の標準賞与額を23万7,000円に訂正することが必要である。